

# 寒河江市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年7月

寒河江市

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、市内各小学校の通学路においても、平成24年7～8月に関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、関係機関で協議して必要な安全対策を講じてきました。

平成25年以降も毎年合同点検を実施してきましたが、引き続き関係機関が連携して通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、必要な事項を定めた「寒河江市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、これまでに実施した緊急合同点検時の以下の担当者をメンバーとする『通学路安全推進会議』を設置します。

- ・ 寒河江警察署 交通課
- ・ 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所
- ・ 県村山総合支庁 建設部 西村山道路計画課
- ・ 市建設管理課
- ・ 市市民生活課
- ・ 市教育委員会 学校教育課

## 3 通学路の安全推進体制

### (1) 推進体制と役割・連携

- ・ 児童生徒が安全に登下校できるよう、関係機関それぞれが主体的に取組を行います。また、関係機関が互いに連携して対策に取り組みます。

各小中学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通学路における危険箇所の把握に努め、安全教育や登下校時の安全指導を徹底し、保護者や地域と連携して安全確保に取り組みます。</li><li>・ 改善が必要な箇所について教育委員会に報告をします。</li></ul>
地域団体・保護者 (見守り隊、PTA等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 街頭指導やパトロールによる啓発活動、家庭における安全教育に取り組みます。</li><li>・ 把握した通学路における危険箇所について、各学校へ改善を要望します。</li></ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各学校における安全教育の推進を支援します。</li></ul>

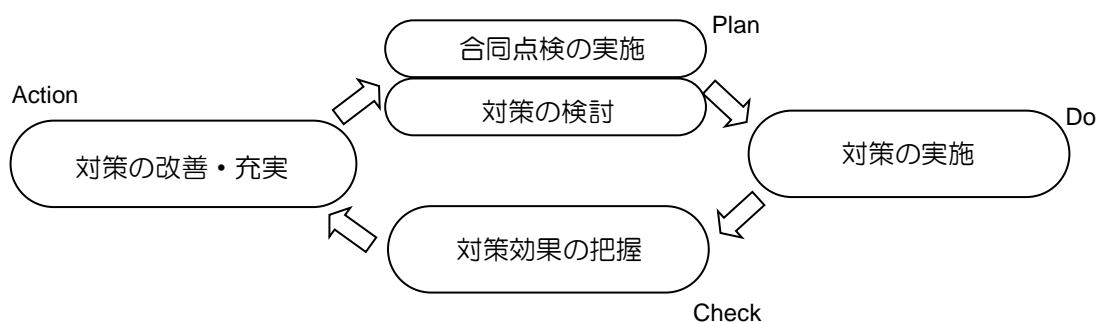
	・通学路の安全確保に向けて、関係機関への要請や調整を行います。
道路管理者	・所管する道路に関して、児童生徒が安全に登下校できるよう、関係機関と協力して改善に努めます。
警察署	・児童生徒が安全に登下校できるよう、交通安全指導や交通規制、取り締まり等に取り組みます。

## 4 取組の方針

### (1) 基本的な考え方

- ・継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。
- ・これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### [通学路安全確保に向けたPDCAサイクル]



### (2) 定期的な合同点検の実施

#### ① 危険個所の把握

- ・各学校は、通学路を定期的に確認するとともに、児童生徒及び保護者、地域住民からの意見等を踏まえ、事故などの危険が高く改善が必要と考えられる箇所を把握し、教育委員会に報告します。
- ・教育委員会は、学校からの報告をもとに関係機関と連携をとりながら、改善の必要性・緊急性を考慮し、点検が必要な箇所を決定します。

#### ② 合同点検の実施体制

- ・点検は、学校ごとに次のメンバーで連携し、合同で実施します。

##### 【学校関係者】

各学校、保護者（PTAなど）、地域住民（町会長、見守り隊長など）、

市教育委員会 学校教育課

**【道路管理者】**

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所、  
県村山総合支庁 建設部 西村山道路計画課、市建設管理課

**【交通安全関係者】**

寒河江警察署 交通課、市市民生活課

**③ 合同点検の実施時期等**

- ・点検は年1回、毎年7月から8月にかけて実施します。
- ・冬季の危険箇所（積雪等によって生じる危険箇所）については、状況に応じて随時実施します。

**④ 点検内容**

- ・メンバーは、点検箇所の状況を確認するとともに、それぞれの立場で、想定される危険や対策の必要性・緊急性等を把握し、危険を解消する最も望ましい対策をはじめ、速やかな実施が可能な対策や危険緩和につながる対策などを現地で検討します。

**(3) 対策の検討**

**① 対策方法の検討**

- ・合同点検を実施したメンバーは、それぞれの立場で対策方法を検討します。

**② 検討会の開催**

- ・次のメンバーで、現地で検討会を行い、対策方法を検討します。

**【学校関係者】**

市教育委員会 学校教育課

**【道路管理者】**

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所、  
県村山総合支庁 建設部 西村山道路計画課、市建設管理課

**【交通安全関係者】**

寒河江警察署 交通課、市市民生活課

**③ 検討内容**

- ・合同点検で明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な対策メニューを検討します。

**(4) 対策の実施**

- ・対策の実施にあたっては、優先順位に基づき、対策が計画的かつ円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

#### **(5) 対策効果の把握**

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策効果の把握を実施します。

#### **(6) 対策の改善・充実**

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

### **5 対策一覧表・対策箇所図の公表**

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。